

## 日本が実施する具体的な施策

### I. 参画

		コメント
大目標	平和・安全保障分野のジェンダー主流化を実現するため、同分野のあらゆる段階における女性の平等な参画を確保する。	<p>全体について：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・構成が大きく変わっており、「目標1」の趣旨が、「紛争予防・再発防止における女性の参画」から、開発事業一般におけるジェンダー視点の導入へと、大きく変わっている。この変更の理由を聞きたい。</li> <li>・全体的に「女性の参画促進」の趣旨が弱められ、ジェンダー視点の導入の方に焦点が移っている。ジェンダー視点の導入だけでなく、その過程で女性・女兒等の参画が確保されていること、とりわけ意思決定への女性（草の根の女性を含む）の平等な参画推進が重要であり、各項目に適切に盛り込むべきである。</li> <li>・開発事業一般ではなく、平和構築関連活動を対象とした、ジェンダー視点の導入、女性・女兒等の参画のための計画であることを確認したい。</li> </ul>
意義と狙い	WPS アジェンダの中心課題であるジェンダー主流化を実現するため、WPS 分野で日本が行う諸活動において、あらゆる段階で女性の参画を確保し、ジェンダー視点が確実に反映されるようにする。また、紛争解決、和解、平和構築の主要当事者である女性が、これらのプロセスのあらゆる段階の意思決定に平等に参加できるよう、国際協力を通して積極的に支援してい	<p>「WPS 分野」とは何を指すのか、不明である。</p> <p>「平和構築（紛争・再発の予防）」関連の活動などに言い換えるべき。</p>

	く。その際、マイノリティ女性、女性世帯、障害を持つ女性など、社会的に脆弱な立場に置かれた女性にも留意する。国内の安全保障・外交におけるジェンダー主流化、女性の参画促進も、男女共同参画基本計画と連動して着実に進める。		
<b>目標 1</b>	WPS 分野の事業その他の活動において、意思決定に女性が積極的な役割を果たすとともに、ジェンダー視点が反映されるようになる。		
	<b>具 体 策 1</b>	ジェンダー視点に配慮した事業形成。	〈指標 1〉 ジェンダー分析を行った事業の実施状況 外務省 JICA ・具体策を「ジェンダー視点に配慮した事業形成および女性・女兒等の参画」と変更 ・指標 3 として、「女性・女兒等の参画の状況」を追加。
		。	外務省 JICA 削除の理由について聞きたい
	<b>具 体 策 2</b>	ジェンダー視点を取り入れた事業の評価。	〈指標 1〉 ジェンダー分析を計画、実施、評価の各段階で行った事業の実施状況。 外務省 JICA ・具体策を「ジェンダー視点を取り入れた事業評価への女性・女兒等の参画」と変更 ・指標 2 として、「女性・女兒等の参画の状況」を追加。
	<b>具 体 策 3</b>	ジェンダー視点に配慮した PKO 等の平和構築活動への協力。	〈指標 1〉 ジェンダー視点に配慮した活動の状況。 〈指標 2〉 国連 PKO 等におけるジェンダー専門家やジェンダー担当者の派遣状況。 内閣府 PKO 本部事務局 外務省 防衛省 具体策 3・4については「予防」においてより詳しく記述されているので、「参画」の趣旨を含まないのであれば、「予防」の項目と統合してはどうか。
	<b>具 体 策 4</b>	ジェンダー視点から法律や制度及びその運用並びに司法アクセスの改善を支援。	〈指標 1〉 当該支援の実施状況。 外務省 JICA
	<b>具 体 策 5</b>	支援対象国の女性が WPS 分野の活動に積極的な役割を果たす	〈指標 1〉 政府, JICA による直接支援の実施状況。 〈指標 2〉 当該支援を行う NGO への支援の好事 外務省 JICA ・「WPS 分野の活動」を「平和構築の活動」に変更

		よう支援。	例。		
	具 体 策 6			外務省 JICA	
目標 2	和平プロセスへの女性の参画が高まる。				
	具 体 策 1	和平プロセスに重要な役割を果たし得る紛争地域の女性団体を支援。	〈指標 1〉当該女性団体への支援状況。	外務省 JICA	
	具 体 策 2	日本が関与する和平関連会議（紛争地域の復興支援会議を含む）に紛争地域の女性代表の参加を確保。	〈指標 1〉当該女性の参加状況。	外務省 JICA	
目標 3	人道・復興支援に関する意思決定にジェンダー視点が反映される。女性が積極的な役割を果たすことができるようになる。				「女性・女兒等の参画」が明記されていないため、以下のように修正する：「人道・復興支援に関する意思決定に女性・女兒等が参画し、ジェンダー視点が反映される。女性が積極的な役割を果たすことができるようになる。」
	具 体 策 1	人道・復興支援事業の計画策定において女性の参画を確保。	〈指標 1〉計画策定の意思決定への女性の参加促進の状況。 〈指標 2〉支援事業に関して我が国から派遣される女性の派遣状況。	外務省 JICA	
	具 体 策 2	選挙監視団の派遣を含む民主化支援活動への女性の参画を確保。	〈指標 1〉女性の選挙人名簿登録の推進、選挙委員会への女性の参画を推進する事業の実施状況。	外務省 内閣府 PKO 本部事務	

		保。	〈指標2〉我が国の選挙監視団等，選挙を支援する要員のうち女性の人数と割合。そのうち管理職の人数と割合。	局 JICA	
	<b>具 体 策 3</b>	災害復興・防災支援事業においてジェンダー視点を取り入れ，女性の意思決定への参加を確保。	〈指標1〉災害復興・防災支援事業に関するジェンダー担当者の特定。 〈指標2〉被援助国の実施機関や受益者コミュニティの意思決定に関わる女性の参加促進の状況。	外務省 JICA	
	<b>具 体 策 4</b>	国内の災害対応において，防災計画，災害対策基本法，男女共同参画基本計画と整合性を保ちつつ，女性の意思決定及び事業実施への参加を確保。	〈指標1〉地方防災会議の委員のうち女性の人数と割合。 〈指標2〉災害後の避難所運営のマニュアルの好事例と周知状況。 〈指標3〉災害対応に従事する職員に対する研修受講者の男女の数・割合 〈指標4〉東日本大震災に係る男女共同参画の視点からの復興に関する好事例の収集・公表及び浸透活動状況 〈指標5〉防災対策に携わる職員における男女の数・割合	内閣府（防災担当） 内閣府男女共同参画局 消防庁 復興庁	ハイライト部分が入らなければ、本計画の趣旨に反する。必ず入れるべき。
<b>目標 4</b>	国内において，外交・安全保障政策にかかわる意思決定にジェンダー視点が導入され，意思決定レベルを含め，女性の参画が高まる。また，WPS 分野での活動を始め，女性の力を積極的に活用する。				「女性の力の活用」は差別的な表現である。ハイライト部分は削除。
	<b>具 体 策 1</b>	WPS 分野でジェンダー主流化，女性の参画を推進する部署の設置を含む体制の整	〈指標1〉当該部署の設置状況と活動状況（人員体制を含む）。 〈指標2〉その他体制の整備状況（ジェンダー担当者の配置等）。	外務省 内閣府 防衛省 警察庁	

		備。	〈指標3〉専門官制度の設立等人事上の措置の状況。	JICA	
	<b>具 体 策 2</b>	ジェンダー視点を有する人材の育成。	〈指標1〉職員に対するジェンダー研修（WPS アジェンダ、行動計画に関するものを含む）の実施状況（受講者数、研修内容等）。	外務省 内閣府 PKO 本部 事務局 防衛省 警察庁 JICA	
	<b>具 体 策 3</b>	安保理決議 1325, 行動計画の周知広報。	〈指標1〉当該周知広報の状況。	外務省 等	民間の活動・調査研究の促進は重要であり、ハイライト部分は残すべき。 指標2として「民間の活動・調査研究への支援状況」あるいは「民間の活動・調査研究の状況」を入れる
	<b>具 体 策 4</b>	和平関連会議（紛争地域の復興支援会議を含む）に参加する日本代表団への女性の参加を高める。	〈指標1〉当該日本代表団に参加した女性の人数・割合。そのうち指導的な立場にいる女性の人数・割合。 〈指標2〉ジェンダー視点を持つ国内の官民専門家リストの作成状況。	外務省 JICA	
	<b>具 体 策 5</b>	適材適所の要員選考や志願状況を踏まえ、PKO 又は二国間協力等のミッションに女性要員を積極的に派遣。	〈指標1〉PKO 又は二国間協力等のミッションに派遣された女性の派遣状況（数と当該ミッション全体の人数に占める割合等）。 〈指標2〉WPS 分野の事業に係るミッションに派遣された女性の派遣状況（数と当該ミッション全体の人数に占める割合等。）	外務省 内閣府 PKO 本部 事務局 防衛省 警察庁 JICA	
	<b>具 体</b>	日本人女性が国連等	〈指標1〉国際機関等に就職した日本人女性の	外務省	

	策6	国際機関や国連ミッション等のポストに就くよう積極的に支援。特に幹部への登用を促進。	数と日本人職員全体に占める割合。 〈指標2〉国連ミッション等に派遣された日本人女性の数と日本人全体に占める割合。 〈指標3〉当該日本人女性のうち幹部・管理職の人数と割合。	内閣府 PKO 本部事務局	
--	----	---	---	------------------	--